

宿泊税の導入状況等について

令和8年4月1日現在における宿泊税の導入状況等を調査した結果は、次のとおりである。

調査対象：55団体（導入済、総務省同意済）

1 宿泊税の導入状況

区分	団体数	団体名 ※()内は施行(予定)年月
導入済	39	東京都(H14.10)、大阪府(H29.1)、京都市(H30.10)、金沢市(H31.4)、倶知安町(R1.11)、福岡県・福岡市・北九州市(R2.4)、長崎市(R5.4)、ニセコ町(R6.11)、常滑市(R7.1)、熱海市(R7.4)、赤井川村(R7.11)、高山市・下呂市(R7.10)、弘前市・松江市(R7.12)、宮城県・仙台市(R8.1)、北海道・札幌市・函館市・小樽市・旭川市・釧路市・帯広市・北見市・網走市・富良野市・音更町・小清水町・洞爺湖町・新得町・留寿都村・占冠村・湯河原町・岐阜市・鳥羽市・広島県(R8.4)
総務省同意済	16	長野県・松本市・軽井沢町・阿智村・白馬村・野沢温泉村(R8.6)、熊本市・宮崎市(R8.7)、盛岡市・那須町(R8.10)、沖縄県・石垣市・宮古島市・本部町・恩納村・北谷町(R9.2)

2 宿泊税の税率(税額)

団体名	税額(円)								
	0	100	200	300	500	1,000	2,000	10,000	
一律定額制	松本市	100							
	北九州市		150						
	福岡県、常滑市、熱海市、松江市、仙台市、広島県、小樽市、釧路市、北見市、網走市、旭川市、小清水町、帯広市、音更町、弘前市、盛岡市、長野県、阿智村、岐阜市、鳥羽市、熊本市、宮崎市			200					
(25) 宮城県			300						
段階的定額制	新得町	50			500				
	東京都、下呂市		100	200					
	高山市		100	300					
	長崎市、北海道、留寿都村、占冠村		100			500			
	軽井沢町		100			600			
	白馬村		100				1,800		
	ニセコ町、函館市		100				2,000		
	那須町		100					3,000	
	福岡市		150		450				
	大阪府、金沢市、赤井川村、札幌市、富良野市			200		500			
	洞爺湖町			200			1,000		
京都市			200				10,000		
(22) 湯河原町			300		500				
定率制	石垣市、宮古島市、本部町、恩納村、北谷町					1.2%	1,200		
	沖縄県					2.0%	2,000		
	倶知安町(北海道分含む)					3.0%			
	(8) 野沢温泉村					3.5%			
備考 (今後の改正予定)	令和8年11月1日	ニセコ町(3.0%(北海道分含む))							
	令和11年6月1日	長野県(300円)、松本市(150円)、軽井沢町(150~650円)、白馬村(150~1,850円)、野沢温泉村(5.0%)							

(ポイント)

- ・ 一律定額制では先行団体と同様の税額設定とする団体が多いが、段階的定額制や定率制では、各団体の考え方にに基づき、先行団体と異なる税額(税率)設定とする団体が多い傾向にある。
- ・ 近年では、北海道、長野県、沖縄県など、都道府県と道内(県内)の複数市町村が同時に導入する事例が生じている。

宿泊施設数の分類別内訳の調査結果について

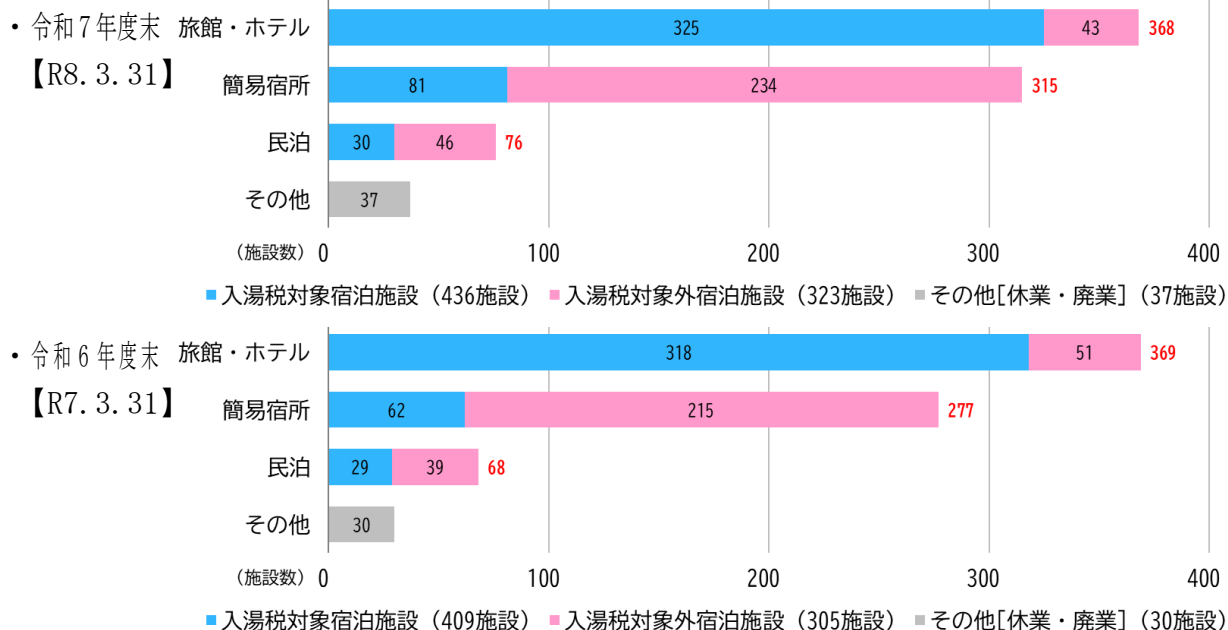
1 調査概要

宿泊施設（旅館業法の許可や住宅宿泊事業法の届出を得ている施設）を「①旅館・ホテル」「簡易宿所」「民泊」「その他（休業・廃業）」の4つに分類し、入湯税対象/対象外施設の内訳を調査したもの。

（使用データ）※いずれも令和8年3月31日現在

- ・旅館業法許可施設一覧、住宅宿泊事業施設一覧（県保有データ）
- ・入湯税納税義務者一覧（町保有データ）

2 調査結果



分類	令和7年度末 (A)	令和6年度末 (B)	差し引き (A-B)
旅館・ホテル	368 (46.2%)	369 (49.6%)	-1 (-3.4ポイント)
簡易宿所	315 (39.6%)	277 (37.3%)	38 (2.3ポイント)
民泊	76 (9.6%)	68 (9.1%)	8 (0.5ポイント)
その他（休業・廃業）	37 (4.6%)	30 (4.0%)	7 (0.6ポイント)
計	796 (100%)	744 (100%)	52 -

（ポイント）

- ・令和7年度末の宿泊施設数は796件となり、前年度から52件の増加となった。
- ・「旅館・ホテル」は横ばいであったのに対し、「簡易宿所」「民泊」は増加しており、特に「簡易宿所」の増加が顕著である。